

福島ロボットテストフィールドを活用した社会基盤メンテナンスに関する研究開発及び人材育成並びに福島イノベーション・コースト構想の推進に関する連携協定

福島工業高等専門学校（以下「甲」という。）及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構福島ロボットテストフィールド（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携し、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の活用により、社会基盤メンテナンスに関する研究開発及び人材育成並びに福島イノベーション・コースト構想の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）甲が所有する社会基盤メンテナンスのための教材（以下「教材」という。）の RTF への設置に関すること
- （2）RTF の施設及び教材を活用した社会基盤メンテナンスに関する研究開発及び人材育成に関すること
- （3）甲以外の RTF 使用者による教材の使用に関すること
- （4）RTF の国内外への情報発信に関すること
- （5）福島イノベーション・コースト構想の推進に関すること
- （6）甲又は乙が実施する研究開発及び人材育成の全般に関すること
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協定の見直し）

第3条 甲と乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこ

の限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期限が満了した後においても同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日の翌日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は延長されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙から解約の申し出があり、甲乙が合意したときは、終了するものとする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき、又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意を持って協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有する。

令和2年8月19日

甲 福島県いわき市平上荒川字長尾 30 番
福島工業高等専門学校
校長

山下 治



乙 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼 83 番
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド
福島ロボットテストフィールド所長

鈴木 真二

